

第三期中期計画策定に向けた考え方

令和2年7月29日

公立大学法人三重県立看護大学

第二期中期目標・中期計画期間が今年度末で満了することから、現在、設置者である三重県において第二期中期目標の策定が進められており、本学においても地方独立行政法人法第26条により第三期中期計画の策定が求められています。

第三期中期計画の策定にあたっては、次期目標の策定方針をふまえ、多様化する保健医療ニーズや地域の特性を的確に捉えて、看護を実践できる人材の育成に取り組めます。また、地域に根差した看護学の研究拠点として、県内の保健・医療・福祉の向上と学術研究の発展に寄与するとともに、社会ニーズをふまえた研究活動を推進し、その成果を地域・社会へ還元していきます。さらに、県内の医療機関や市町等との連携のもとに、本学の知的資源等を活用し、地域の看護職のスキルアップや県民の健康に関する意識の向上に取り組めます。

記

【第二期の検証、点検】

第二期を総括すると、これまで注力してきた地域貢献の分野については、一定の成果が出ており、引き続きしっかり取り組んでいく必要があります。一方、教育や研究の分野については、教育研究活動の質を保証し、地域に根差した質の高い看護職員の育成に取り組むとともに、研究の成果を地域・社会へ還元していくことが求められています。

こうした中、社会経済状況等の変化など現状に即していないものや第二期で目的を達成した項目については、削除する方向で検討します。さらに、関連性の高い項目の統廃合や、より実践的、具体的取組は年度計画で記述するなどの整理を行います。

【第三期に向けた考え方】

次期目標は、第二期の基本的な考え方を継承し、新たな課題をふまえて策定が進められていることから、計画においても、評価委員会の「業務実績に関する評価結果」や「中期目標期間の中間総括に係る進捗状況報告書」、公益財団法人大学基準協会の認証評価結果などをふまえるとともに、県内の看護職員の活性化、地域包括ケアシステムの推進なども念頭に、時代の保健医療ニーズに即して地域の人々の健康づくりに貢献できる看護人材の育成と看護学の発展に向けて策定を進めます。

【今後の策定スケジュール】

第4回評価委員会（10月）

第二期中期計画（中間案）審議

第5回評価委員会（12月）

第二期中期計画（最終案）意見決定